

第 5 章 介護保険事業計画

第5章 介護保険事業計画

1

介護保険事業計画の体系

施策	事業項目	
介護給付サービス	(1) 居宅サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入所者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売
	(2) 地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	(3) 住宅改修	
	(4) 居宅介護支援	
	(5) 介護保険施設サービス	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 療養病床(医療保険適用)からの転換分
予防給付サービス	(1) 介護予防サービス	介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入所者生活介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
	(2) 地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
	(3) 住宅改修	
	(4) 介護予防支援	
地域支援事業	(1) 介護予防事業	< 特定高齢者施策 > 特定高齢者把握事業 通所型介護予防事業 訪問型介護予防事業 介護予防特定高齢者施策評価事業 < 一般高齢者施策 > 介護予防普及啓発事業 地域介護予防活動支援事業 介護予防一般高齢者施策評価事業
	(2) 包括的支援事業	地域包括支援センター
	(3) 任意事業	介護給付等費用適正化事業 家族介護支援事業
市町村特別給付事業	(1) 特殊浴室介護事業	

2

サービスの利用状況

(1) 居宅サービスの給付費の推移

居宅サービスの給付費の推移をみると、総給付費は平成 18 年度から平成 19 年度にかけて 3%の減少がみられます。しかし、平成 19 年度から平成 20 年度にかけては 10%の伸びが見られます。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
訪問介護	146,479 千円	113,654 千円	119,943 千円
訪問入浴介護	14,967 千円	14,290 千円	16,508 千円
訪問看護	14,422 千円	12,229 千円	16,791 千円
訪問リハビリテーション	1,071 千円	908 千円	1,284 千円
居宅療養管理指導	3,141 千円	3,312 千円	3,798 千円
通所介護	164,453 千円	166,009 千円	182,341 千円
通所リハビリテーション	152,818 千円	170,104 千円	188,785 千円
短期入所生活介護	105,022 千円	112,776 千円	120,963 千円
短期入所療養介護	40,554 千円	34,912 千円	39,527 千円
特定施設入所者生活介護	2,059 千円	2,422 千円	7,844 千円
福祉用具貸与	49,328 千円	42,397 千円	45,980 千円
特定福祉用具販売	2,269 千円	2,012 千円	2,643 千円
住宅改修	5,591 千円	6,152 千円	7,700 千円
居宅介護支援	93,144 千円	88,019 千円	95,324 千円
計	795,318 千円	769,196 千円	849,431 千円

平成 20 年度は見込み。

(2) 地域密着型サービスの給付費の推移

地域密着型サービスの給付費の推移をみてみると、認知症対応型共同生活介護の給付費が最も多く 9 割以上を占めています。また、小規模多機能型居宅介護のサービスが平成 19 年度より開始され、平成 20 年度の給付費は飛躍的に伸びています。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
認知症対応型通所介護	6,433 千円	9,509 千円	3,101 千円
小規模多機能型居宅介護	0 千円	2,243 千円	35,911 千円
認知症対応型共同生活介護	202,467 千円	235,940 千円	296,784 千円
計	208,900 千円	247,692 千円	335,796 千円

平成 20 年度は見込み。

(3) 施設系サービスの給付費の推移

施設系サービスの給付費の推移をみると、介護老人福祉施設の給付費が最も多くなっており、施設給付費合計の4割以上を占めています。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
介護老人福祉施設	360,044 千円	403,993 千円	428,320 千円
介護老人保健施設	281,527 千円	326,680 千円	326,680 千円
介護療養型医療施設	133,574 千円	146,171 千円	146,171 千円
計	775,145 千円	876,844 千円	901,171 千円

平成 20 年度は見込み。

3

日常生活圏域

第3期以降の介護保険事業計画においては、高齢者が住みなれた地域で生活を継続することができるようにするため、市内を日常生活圏域に分け、その圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量を見込むこととなっています。（介護保険法第117条第2項）

第3期計画同様に、旧3町村ごとに日常生活圏域を設定します。

小川地区

美野里地区

玉里地区

4

介護給付サービス

介護保険サービスの基盤整備

高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、居宅サービスに重点を置いて基盤整備を進めるとともに、施設サービス及び地域密着型サービスについては、この計画に基づき計画的な整備を進め、必要数の確保に努めます。(グラフで使用している数値は、小数点以下を含んだ数値で作成しています。そのため、表とグラフが一部合わない場合があります。)

(1) 居宅サービス

訪問介護

訪問介護員(ホームヘルパー)や介護福祉士が要介護者等の家庭を訪問して、食事、入浴、排せつなどの介護や日常生活の手助けを行うことによって、在宅生活を支援します。

< サービス提供実績 >

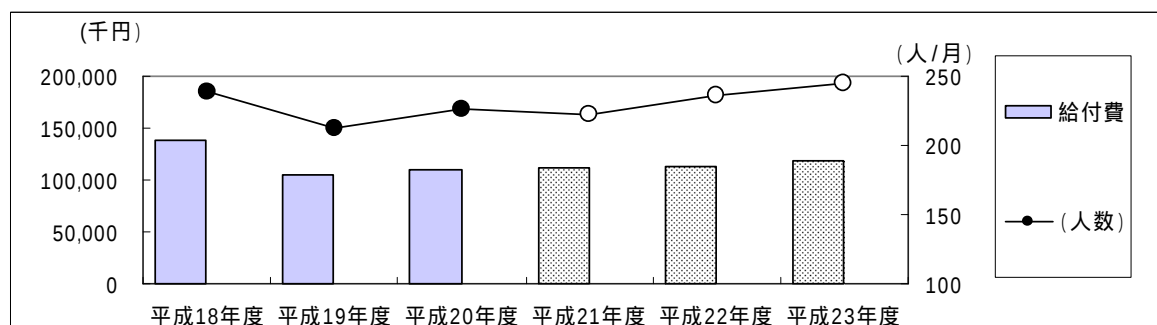
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	138,249	105,785	110,503
サービス利用者数(人/月)	239	212	226

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	111,874	113,942	117,868
サービス利用者数(人/月)	223	236	245

< 訪問介護サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

高齢者の増加に伴いひとり暮らしや高齢者世帯が増加することから、サービスの利用は増加すると見込まれます。訪問介護事業者への支援を行い、訪問介護員のスキルアップ及び供給量の充足を図っていきます。

訪問入浴介護

要介護者の家庭を入浴車等で訪問し、浴槽を室内に持ち込んで入浴の介護を行い、利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持等を図ります。

< サービス提供実績 >

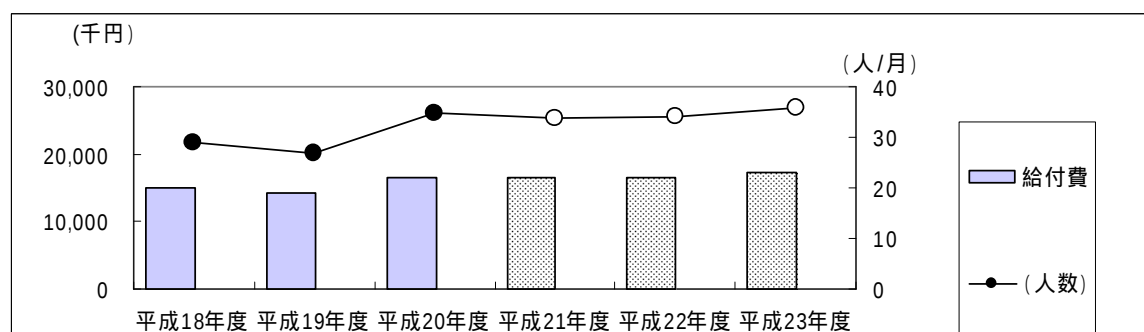
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	14,966	14,290	16,508
サービス利用者数(人/月)	29	27	35

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	16,434	16,556	17,344
サービス利用者数(人/月)	34	34	36

< 訪問入浴介護サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

今後、供給量の確保を図り、医療機関退院後、居宅生活を維持するため、訪問看護サービスとの連携も検討していきます。

訪問看護

訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が要介護者の家庭を訪問し、主治医と連絡をとりながら、療養上の世話や必要な診療の補助を行って、在宅生活を支援します。

< サービス提供実績 >

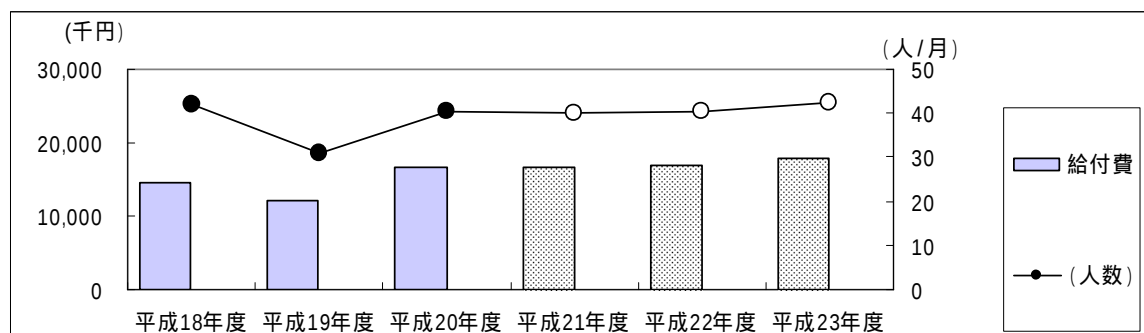
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	14,422	12,117	16,578
サービス利用者数(人/月)	42	31	41

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	16,688	16,896	17,867
サービス利用者数(人/月)	40	41	43

< 訪問看護サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

医療機関と調整を図りながら、供給量確保の方策を検討していきます。

訪問リハビリテーション

病院、診療所または介護老人保健施設の理学療法士、作業療法士が要介護者等の家庭を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を援助するため、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行って在宅生活への支援を図ります。

< サービス提供実績 >

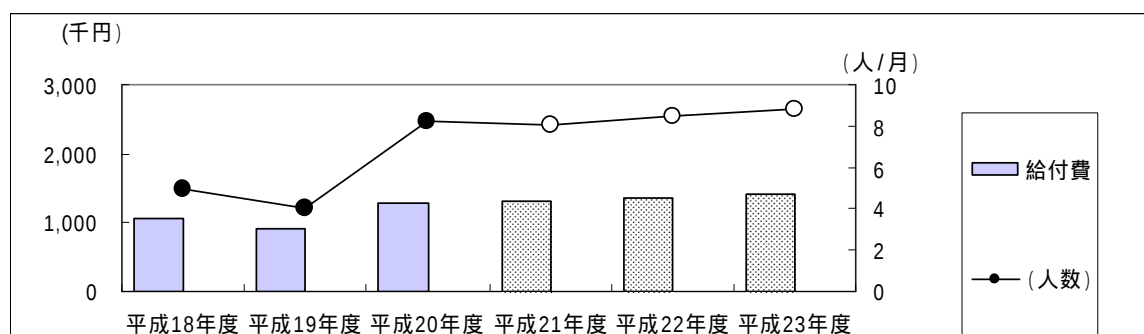
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	1,071	908	1,284
サービス利用者数(人/月)	5	4	8

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	1,306	1,369	1,420
サービス利用者数(人/月)	8	8	9

< 訪問リハビリテーションサービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

病院等からの退院後、利用者の療養に合わせ、機能訓練等のリハビリが必要な方へのサービスであることから、医療との連携が必要となってきます。今後も供給量確保の方策を検討していきます。

居宅療養管理指導

病院・診療所・薬局の、医師・歯科医師・薬剤師等が通院困難な要介護者の家庭を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、これらに対応した療養上の管理及び指導を行うことによって、在宅生活への支援を図ります。

< サービス提供実績 >

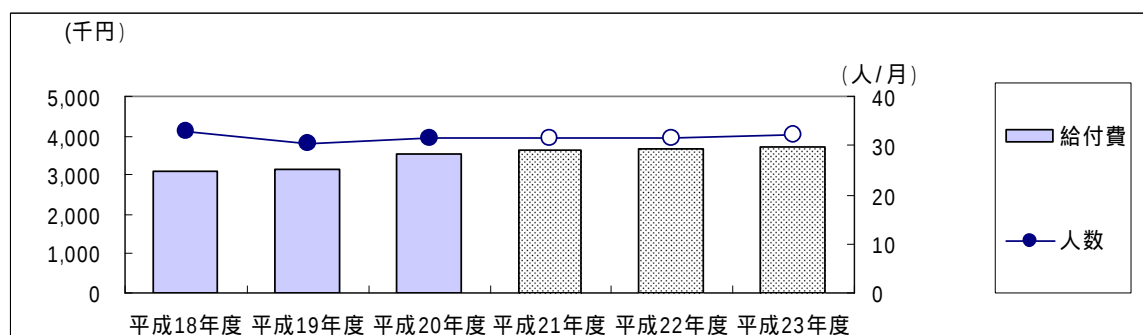
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	3,087	3,124	3,537
サービス利用者数(人/月)	33	31	31

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	3,636	3,665	3,713
サービス利用者数(人/月)	31	32	32

< 居宅療養管理指導サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

居宅での健康管理が行えるよう供給量の確保を図るとともに、サービスの向上を目指して医療機関との連携を密にし、居宅サービス計画との調整を行っていくよう、事業者に働きかけます。

通所介護(デイサービス)

在宅の要介護者が、デイサービスセンター等に通い、食事や入浴などの介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話や機能訓練を受けることによって、自立支援を図ります。

< サービス提供実績 >

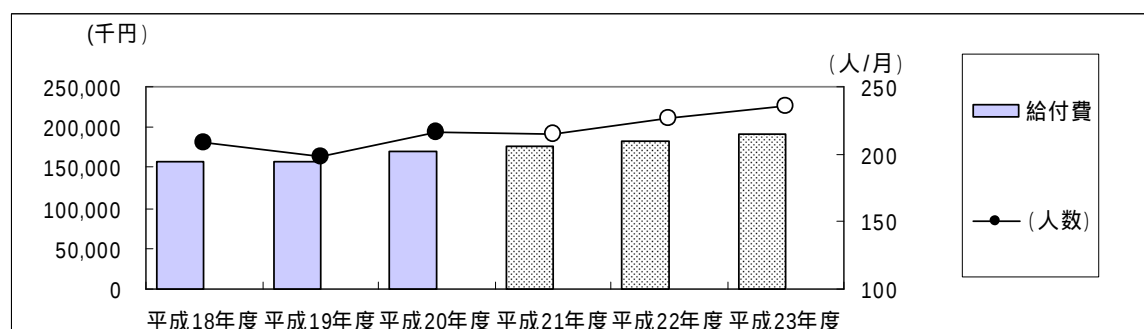
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	157,975	157,121	169,792
サービス利用者数(人/月)	209	198	216

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	176,065	182,949	191,890
サービス利用者数(人/月)	217	231	242

< 通所介護サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

今後は利用の増加が見込まれることから、地域性に配慮しつつ、地域外の事業者については送迎の体制など、サービス提供体制の一層の充実と通所介護員の資質の向上を図っていきます。

通所リハビリテーション(デイケア)

在宅の要介護者が、介護老人保健施設や病院、診療所等に通い、心身の機能回復を図り、日常生活の自立を支援するための理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを受けることによって、自立支援を図ります。

< サービス提供実績 >

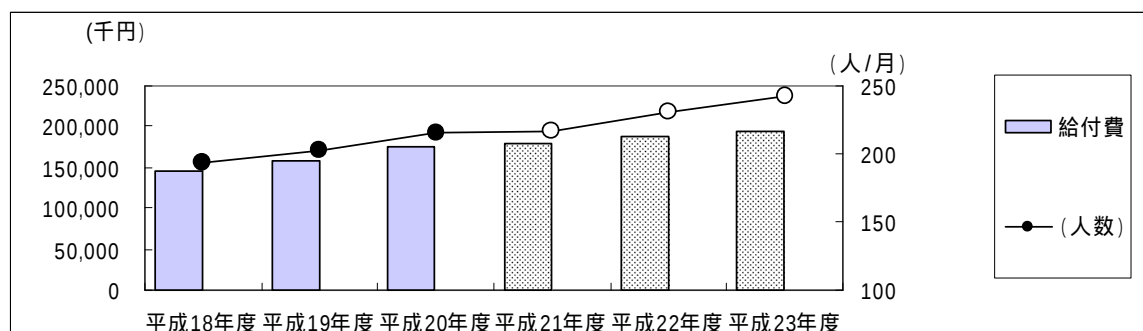
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	145,206	159,156	174,943
サービス利用者数(人/月)	194	203	216

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	180,310	188,189	193,753
サービス利用者数(人/月)	217	231	242

< 通所リハビリテーションサービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

今後も利用の増大が見込まれることから、地域性に配慮しつつ、市内・市外の医療機関に事業参入への理解を求めています。

短期入所生活介護(ショートステイ)

在宅の要介護者が、特別養護老人ホーム等に短期入所し、食事、入浴、排せつなどの介護及び日常生活の世話や機能訓練を受けることによって、在宅生活への支援を図ります。

< サービス提供実績 >

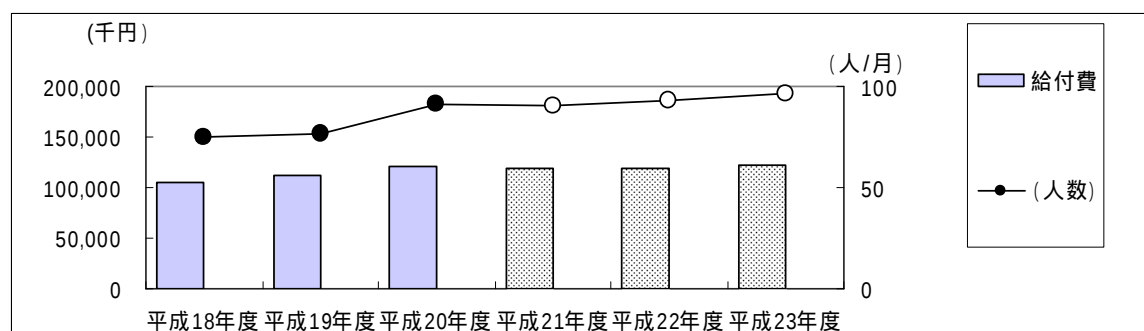
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	104,677	112,776	120,606
サービス利用者数(人/月)	75	77	92

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	118,706	118,959	122,771
サービス利用者数(人/月)	90	94	97

< 短期入所生活介護サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

今後もサービス量が増加することが見込まれるため、長期間の滞在者に対して、短期入所生活介護以外の各居宅サービスの組み合わせによるサービス選択の可能性を検討するよう、介護支援専門員と検討していきます。

短期入所療養介護(老人保健施設等でのショートステイ)

在宅の要介護者が、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期入所し、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話を受けることによって、在宅生活への支援を図ります。

< サービス提供実績 >

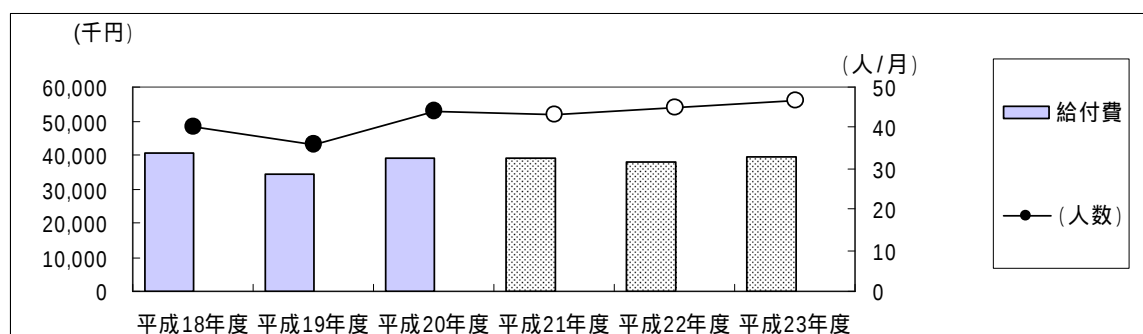
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	40,554	34,528	38,999
サービス利用者数(人/月)	40	36	44

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	38,903	37,976	39,359
サービス利用者数(人/月)	43	45	47

< 短期入所療養介護サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

今後もサービス量が増加することが見込まれるため、短期入所生活介護と同様に長期間の滞在者に対して、短期入所療養介護以外の各居宅サービスの組み合わせによるサービス選択の可能性を検討するよう、介護支援専門員と検討していきます。

特定施設入所者生活介護

要介護者が指定を受けた有料老人ホーム等で、特定施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排せつなどの介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けることによって、在宅生活への支援を図ります。

< サービス提供実績 >

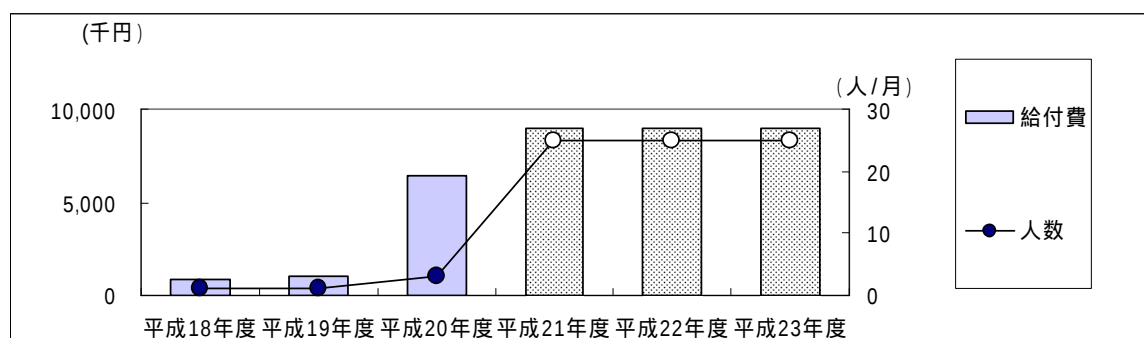
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	868	1,062	6,483
サービス利用者数(人/月)	1	1	3

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	8,952	8,952	8,952
サービス利用者数(人/月)	25	25	25

< 特定施設入所者生活介護サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

今後も事業者の申請状況や入所希望状況等の把握に努めていきます。

福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活に支障のある要介護者が、日常生活上の便宜や機能訓練を目的にした福祉用具（車いすやベッド等）の貸与によって、在宅生活への支援を図ります。

なお、レンタルできる福祉用具の種類は下記の通りです。

・車いす	・車いす付属品	・特殊寝台（介護用ベッド）	・特殊寝台付属品
・じょくそう予防用具	・体位変換器	・手すり	・スロープ
・歩行器	・歩行補助杖	・認知症高齢者徘徊感知器	・移動用リフト

< サービス提供実績 >

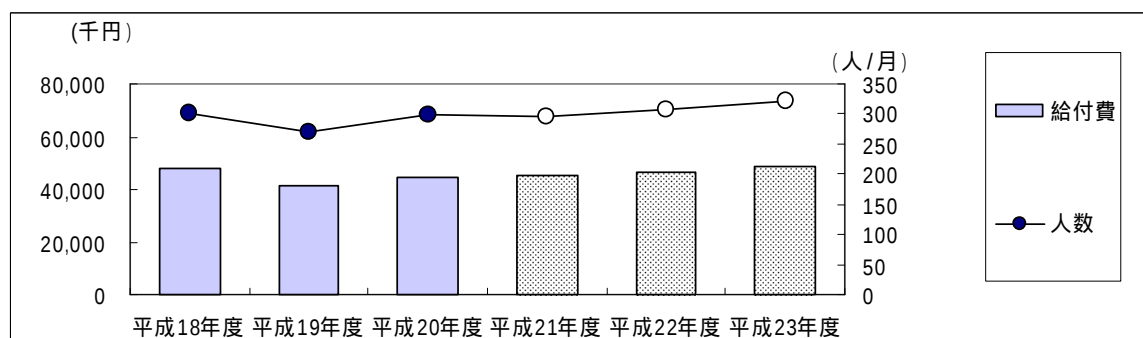
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	47,7674	41,178	44,655
サービス利用者数(人/月)	302	271	300

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	45,331	46,550	48,496
サービス利用者数(人/月)	297	307	321

< 福祉用具貸与サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

中重度者の居宅生活を継続するためのサービスとして重要なサービスで。今後は供給量の増加が見込まれていることから、供給量の確保を図るとともに、適正なサービス利用を図っていきます。

特定福祉用具販売

在宅の要介護者が、貸与になじまない入浴や排せつ等に用いる福祉用具の購入費用を支給し、日常生活の介護に利用することによって、自立支援を図ります。

< サービス提供実績 >

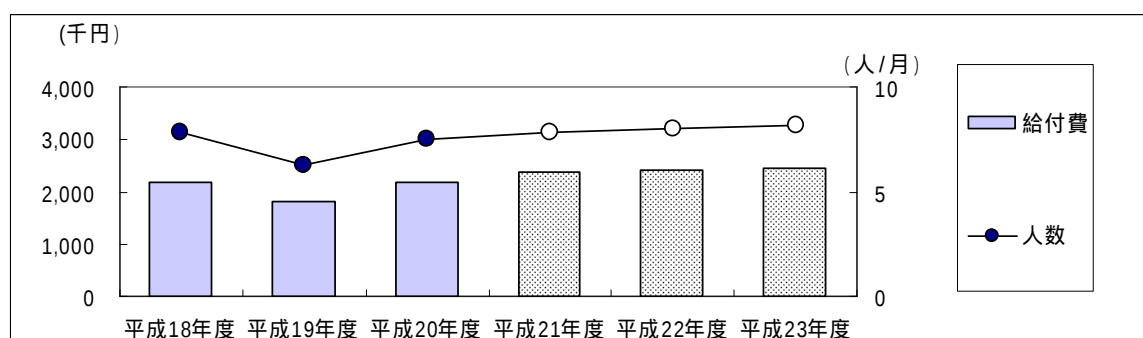
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	2,181	1,827	2,192
サービス利用者数(人/月)	8	6	8

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	2,366	2,413	2,462
サービス利用者数(人/月)	8	8	8

< 特定福祉用具販売サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

今後も供給量の確保を図るとともに、指定販売事業者による良質で適正な用具の利用を図っていきます。

(2) 地域密着型サービス

夜間対応型訪問介護

要介護者が、夜間の定期的な巡回訪問又は通報により介護福祉士等から食事、入浴、排せつなどの介護その他日常生活上の世話を受けることによって、症状が重くなったり、一人暮らしになった場合でも、自宅で生活できるように支援を図ります。

本市では、平成23年度までのサービス見込みはありません。

認知症対応型通所介護

認知症の居宅要介護者が、デイサービスセンター等に通って食事、入浴、排せつなどの介護や機能訓練を受けることによって、在宅生活への支援を図ります。

< サービス提供実績 >

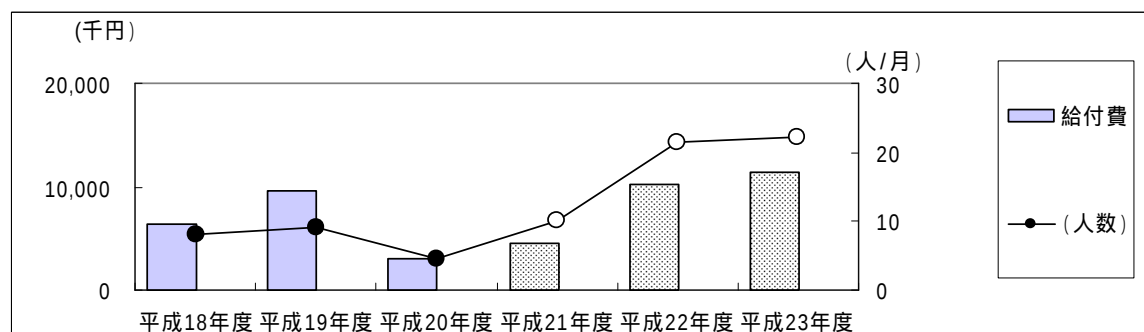
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
サービス提供量(千円)	6,433	9,509	3,101
サービス利用者数(人/月)	8	9	5

平成20年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	4,570	10,291	11,470
サービス利用者数(人/月)	10	21	22

< 認知症対応型通所介護サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

認知症高齢者の人数及び実態を把握しながら、利用者の見込み、事業者の進出状況及び介護給付と負担を総合的に検討しながら進めます。

小規模多機能型居宅介護

居宅要介護者が「通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供し、在宅での生活の継続性を支援します。

< サービス提供実績 >

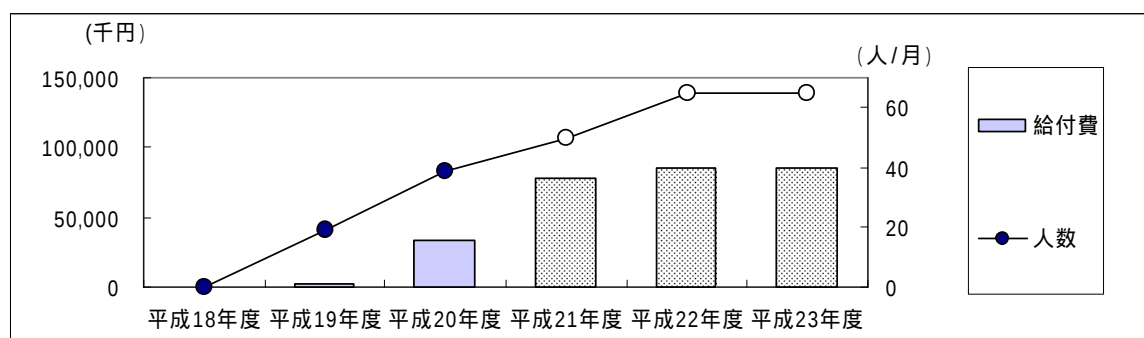
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	0	2,043	33,752
サービス利用者数(人/月)	0	19	39

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	78,246	86,071	86,071
サービス利用者数(人/月)	50	65	65

< 小規模多機能型居宅介護サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

利用者の見込み、事業者の進出状況及び介護給付と負担を総合的に検討しながら進めます。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の要介護者が、グループホームにおいて共同生活を行いながら、食事、入浴、排泄などの介護や機能訓練を受けることによって、在宅生活への支援を図ります。

< サービス提供実績 >

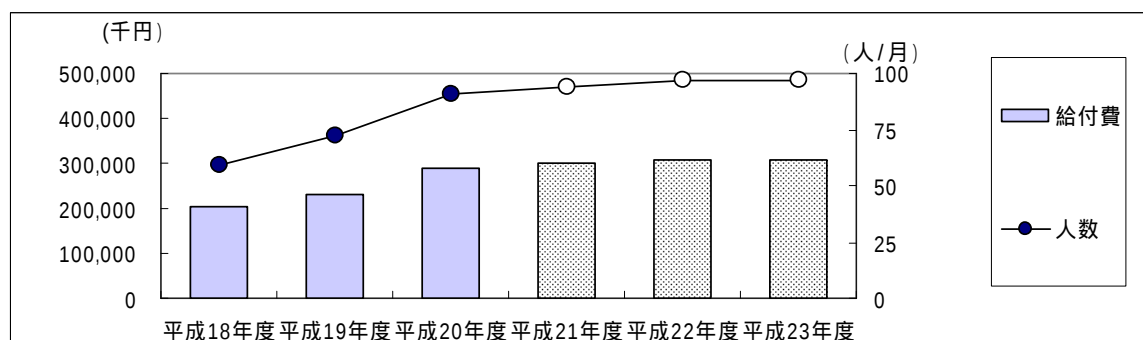
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	202,467	229,413	290,258
サービス利用者数(人/月)	59	72	91

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	308,005	317,474	317,474
サービス利用者数(人/月)	94	97	97

< 認知症対応型共同生活介護サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

共同生活を行うことで認知症による生活機能の低下を改善し、認知症の進行を緩和できるものとして利用者の増加が見込まれますが、今後も必要なサービス量は既存の事業者により確保されると見込んでいます。

地域密着型特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護の指定を受けたもののうち、介護専用型（要介護者のみが入居できる）であって、29人以下の規模のものであり、入浴、排せつ、食事等の介護等を中心に行うサービスです。

本市では、平成23年度までのサービス見込みはありません。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

一定規模以下（29人以下）の定員の介護老人福祉施設において、常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象です。食事、入浴、排せつなど日常生活の介護や健康管理を受けることができます。（従来からある介護老人福祉施設のうち、29人以下のものが地域密着型サービスとして位置づけられています。）

< サービス提供実績 >

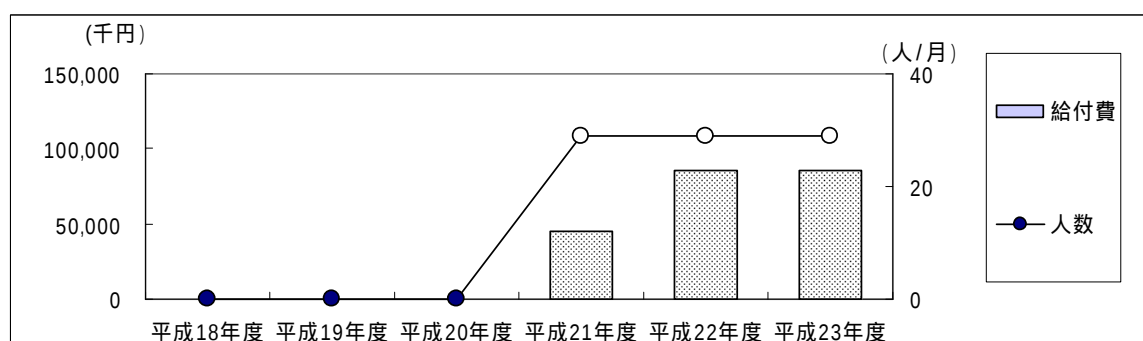
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
サービス提供量(千円)	0	0	0
サービス利用者数(人/月)	0	0	0

平成20年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	44,968	85,439	85,439
サービス利用者数(人/月)	29	29	29

< 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

利用者の見込み、事業者の進出状況及び介護給付と負担を総合的に検討しながら進めます。

(3) 住宅改修

在宅の要介護者が、手すりの取付けや段差解消等の住宅改修を行ったときは、居宅介護住宅改修費を支給します。

< サービス提供実績 >

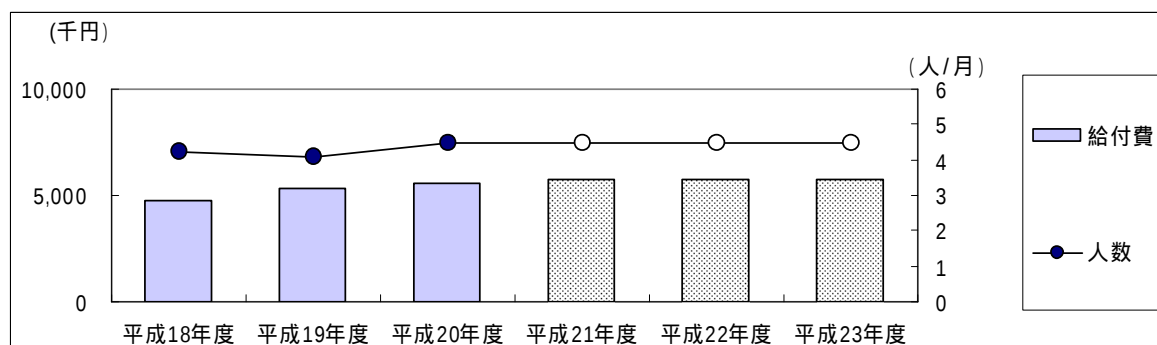
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	4,756	5,328	5,601
サービス利用者数(人/月)	4	4	5

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	5,758	5,758	5,758
サービス利用者数(人/月)	5	5	5

< 住宅改修サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

今後も各利用者の状態に合った改修工事を行っていくよう、介護支援専門員や施工業者に対しても、制度の趣旨を理解してもらうよう、適切な指導に努めます。

(4) 居宅介護支援

在宅の要介護者が、介護保険から給付される在宅サービス等を適切に利用できるように、要介護者等の依頼を受けた介護支援専門員(ケアマネジャー)が、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を受けて居宅介護サービス計画を作成し、居宅サービス事業者との連絡調整及び介護保険施設等への紹介等を行うことによって、在宅生活への支援を図ります。

< サービス提供実績 >

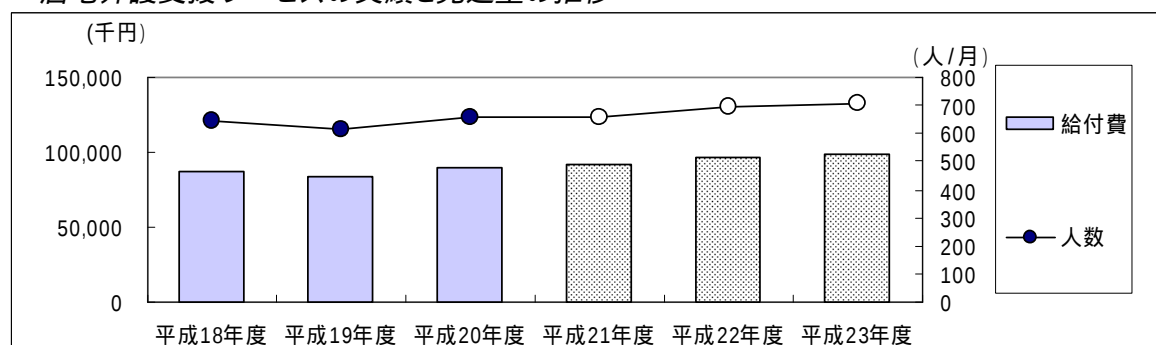
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	87,621	84,137	90,080
サービス利用者数(人/月)	942	613	659

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	92,082	96,910	99,033
サービス利用者数(人/月)	656	693	708

< 居宅介護支援サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

介護給付適正化事業に基づき事業者への実地指導等を行うほか、適正な介護計画を作成できるよう介護支援専門員を対象に、スキルアップを図っていきます。また、適正な居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されるよう、ケアプランチェック等を行っていきます。

(5) 介護保険施設サービス

国は在宅サービス推進の観点から、参酌標準として平成26年度における要介護2～5の要介護者数に対する施設系サービスの利用者数の割合を37%以下とするよう示しています。

本市においては、国の参酌標準に準じて平成26年度の施設サービス利用者数の割合が37%となることを目標に、平成21～23年度の施設サービス利用者数を見込みました。

また、施設サービス利用者数に対する、要介護4・5の利用者の割合を70%以上とすることを目標に、重度者利用を促進していきます。

介護老人福祉施設

食事や排せつなどの介護が常時必要で、自宅での介護が困難な高齢者が入所します。介護保険の施設サービス計画にもとづく食事、排せつ、入浴などの介助、日常生活の世話、機能訓練、健康管理などを受けることができます。

< サービス提供実績 >

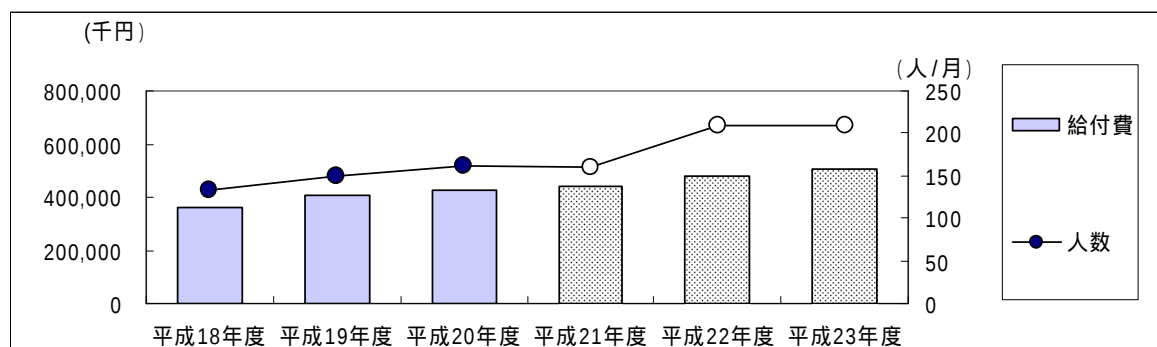
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
サービス提供量(千円)	360,044	403,993	428,320
サービス利用者数(人/月)	133	150	161

平成20年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	437,494	478,405	505,029
サービス利用者数(人/月)	159	209	209

< 介護老人福祉施設サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

現在、待機者も多くいるため増加を見込んでいます。指定介護老人福祉施設については、施設整備を促進し市外施設の利用も含め必要なサービス量の確保に努めます。

介護老人保健施設

症状が安定し、治療より看護や介護に重点をおいたケアが必要な高齢者が入所します。介護保険の施設サービスにもとづく医療、看護、医療管理下での介護、機能訓練や日常生活上の世話などを受けることができます。

< サービス提供実績 >

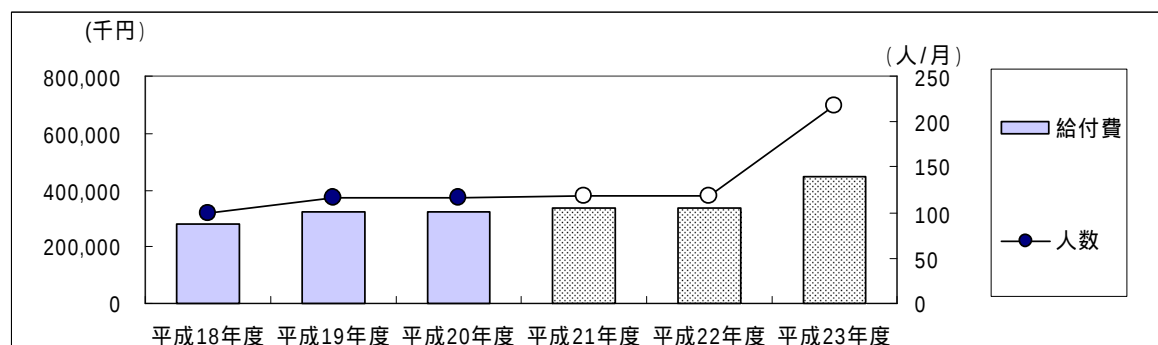
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	281,527	326,680	326,680
サービス利用者数(人/月)	99	117	117

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	338,622	338,622	444,239
サービス利用者数(人/月)	118	118	218

< 介護老人保健施設サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

横ばい傾向ですが、療養型施設の転換により、療養病床に入院している高齢者が介護老人保健施設等に移行することが予想されます。そのため平成23年度はサービス利用者数及びサービス提供量が増加すると見込まれることから、必要なサービスの確保に努めます。

介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期の治療を必要とする高齢者のための医療機関の病床です。介護保険の施設サービス計画にもとづく医療、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、その他の世話及び機能訓練などを受けることができます。

< サービス提供実績 >

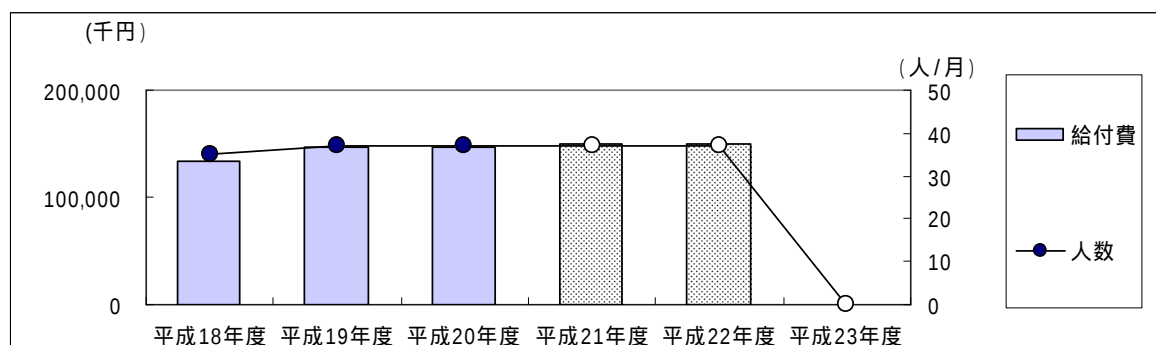
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	133,574	146,171	146,171
サービス利用者数(人/月)	35	37	37

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	150,264	150,264	0
サービス利用者数(人/月)	37	37	0

< 介護療養型医療施設サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

横ばい傾向ですが、平成 23 年度からは療養病床の再編により、介護型療養病床のサービス利用者はなくなります。

療養病床(医療保険適用)からの転換分

医療療養病床の再編成により老人保健施設等に転換された後も、医療ニーズの高い方や在宅生活が困難な方に対して居住環境が損なわれることのないよう、平成 21 年度より新たな施設サービスの枠組みが設けられます。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	14,649	29,299	61,817
サービス利用者数(人/月)	5	10	21

5

予防給付サービス

(1) 介護予防サービス

介護予防訪問介護

介護福祉士や訪問介護員等が要支援者の自宅を訪問して、利用者の身体介護や生活援助を支援し、介護予防を図ります。

< サービス提供実績 >

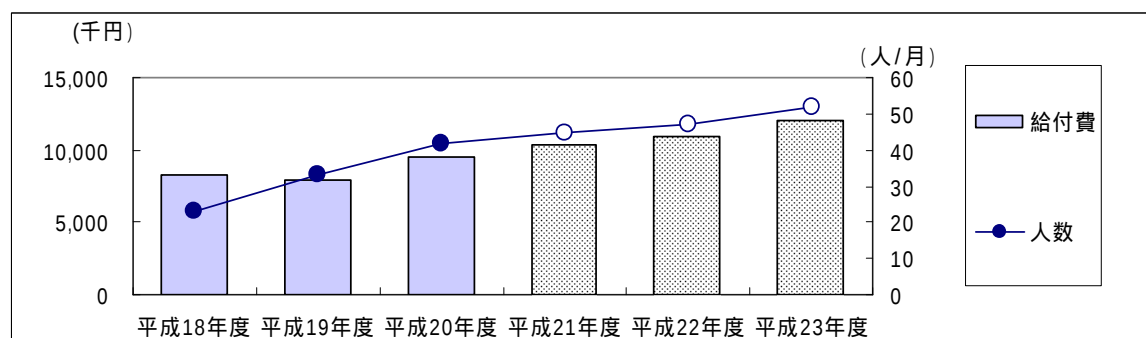
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	8,230	7,869	9,440
サービス利用者数(人/月)	23	33	42

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	10,301	10,884	11,956
サービス利用者数(人/月)	45	47	52

< 介護予防訪問介護サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

今後、一人暮らし高齢者や高年者夫婦世帯の増加によりサービス利用の増加が見込まれることから、供給量の確保を図ります。さらに、医療機関退院後、居宅生活を維持するため、訪問看護サービスとの連携も検討していきます。

介護予防訪問入浴介護

要支援者が感染症等の理由により、その他の方法で入浴できない場合は、要支援者の居宅に浴槽を持ち込んで入浴を行い、心身機能の維持・向上を図ります。

本市では、平成23年度までのサービス見込みはありません。

(サービス見込量及び確保のための方策)

今後、一人暮らし高齢者や高年者夫婦世帯の増加によりサービス利用の増加が見込まれることから、供給量の確保を図ります。さらに、医療機関退院後、居宅生活を維持するため、訪問看護サービスとの連携も検討していきます。

介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要支援者の自宅を訪問して、心身機能の低下を防ぐため、療養上の世話などを行います。

< サービス提供実績 >

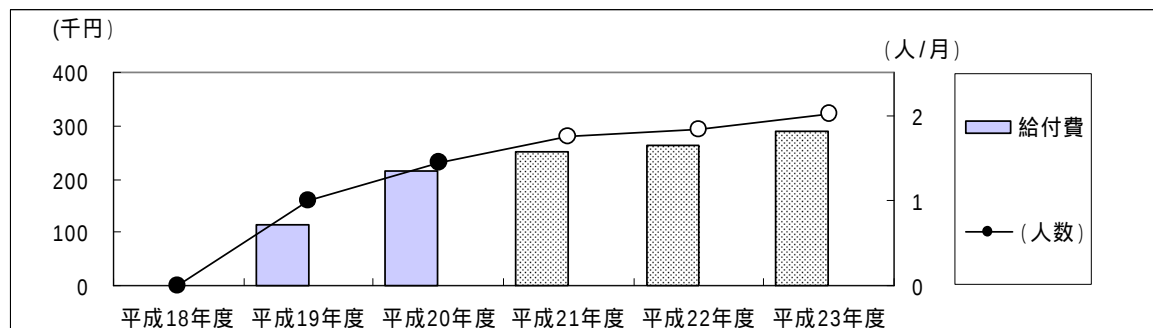
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
サービス提供量(千円)	0	112	213
サービス利用者数(人/月)	0	1	1

平成20年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス提供量(千円)	250	265	289
サービス利用者数(人/月)	2	2	2

< 介護予防訪問看護サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

居宅生活における医療ケアが今後も増加すると見込まれることから、医療機関などと調整を図りながら、供給量確保の方策を検討していきます。

介護予防訪問リハビリテーション

要支援者の居宅において、日常生活を想定しつつ、短期集中的に運動療法、作業習慣のレベルアップ等を中心としたリハビリテーションを行います。

本市では、平成 23 年度までのサービス見込みはありません。

(サービス見込量及び確保のための方策)

病院等からの退院後、利用者の療養に合わせ、機能訓練等のリハビリが必要な方へのサービスであることから、医療との連携が必要となってきます。今後もサービス利用の増加が見込まれることから医療機関などと調整を図りながら供給量確保の方策を検討していきます。

介護予防居宅療養管理指導

要支援者の居宅において、日常生活を想定しつつ、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等による療養上の管理、指導を受けることによって、介護予防を図ります。

< サービス提供実績 >

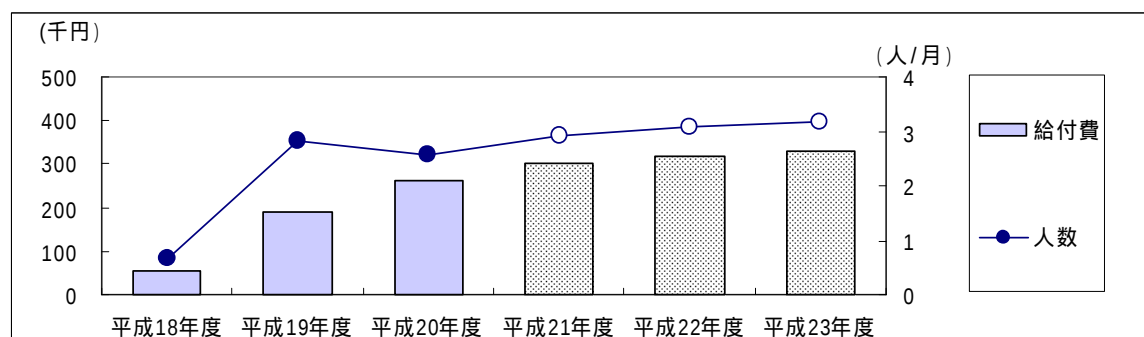
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	54	189	260
サービス利用者数(人/月)	1	3	3

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	302	319	328
サービス利用者数(人/月)	3	3	3

< 介護予防居宅療養管理指導サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

居宅での健康管理が行えるよう供給量の確保を図るとともに、サービスの向上を目指して医療機関との連携を密にし、居宅サービス計画との調整を行っていくよう、事業者に働きかけます。

介護予防通所介護

居宅要支援者が通所介護事業所において、入浴・食事の提供とその介護の他、日常生活を想定しつつ、短期集中的に、運動器の機能向上等の機能訓練を受けることによって、介護予防を図ります。

< サービス提供実績 >

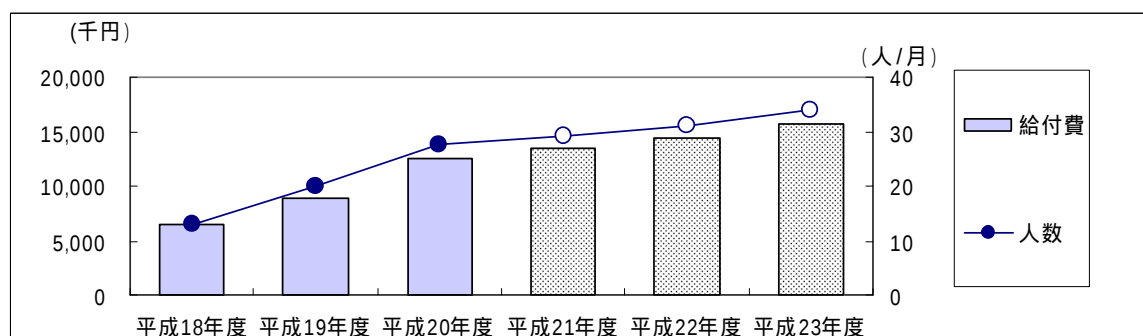
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	6,478	8,888	12,549
サービス利用者数(人/月)	13	20	28

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	13,565	14,408	15,783
サービス利用者数(人/月)	29	31	34

< 介護予防通所介護サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

今後は利用の増加が見込まれることから、地域性に配慮しつつ、地域外の事業者については送迎の体制など、サービス提供体制の一層の充実と通所介護員の資質の向上を図っていきます。

介護予防通所リハビリテーション

居宅要支援者が介護老人保健施設、病院、診療所等に通い、当該施設において一定期間にわたり介護予防を目的とした理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを受けることによって、介護予防を図ります。

< サービス提供実績 >

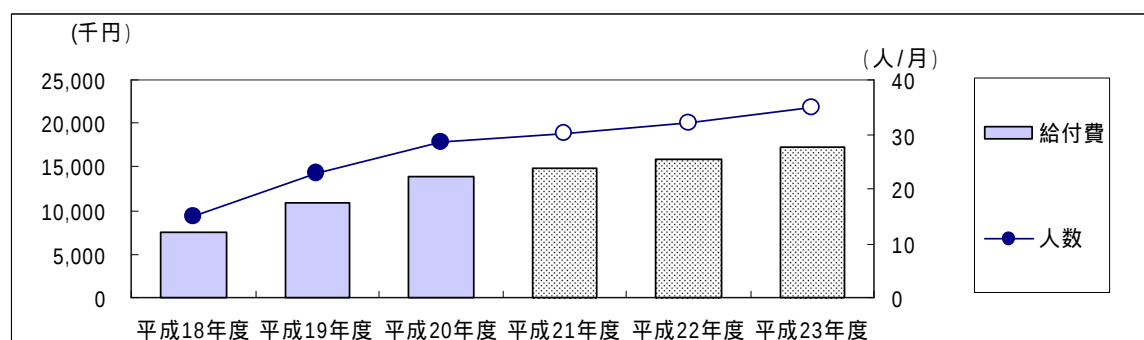
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	7,611	10,948	13,842
サービス利用者数(人/月)	15	23	29

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	14,885	15,816	17,326
サービス利用者数(人/月)	30	32	35

< 介護予防通所リハビリテーションサービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

今後も利用の増加が見込まれることから、地域性に配慮しつつ、市内・市外の医療機関に事業参入への理解を求めています。

介護予防短期入所生活介護

居宅要支援者が特別養護老人ホーム等に短期入所し、一定期間にわたり介護予防を目的として食事、入浴、排せつ等の介護やその他の日常生活上の支援及び機能訓練を受けることによって、介護予防を図ります。

< サービス提供実績 >

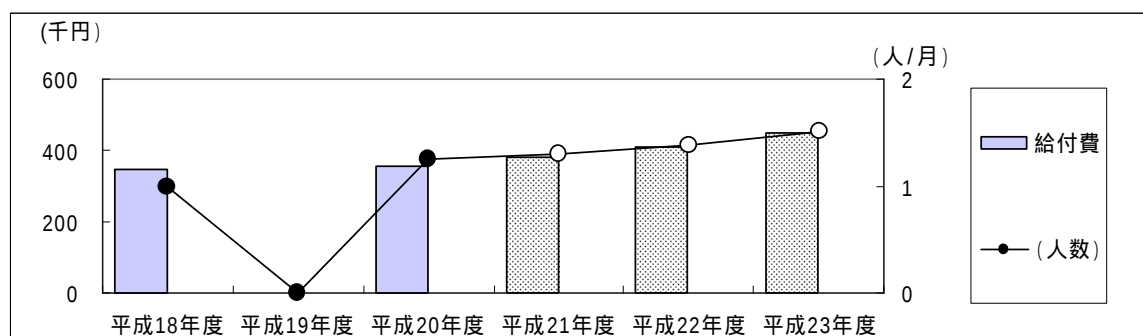
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	345	0	357
サービス利用者数(人/月)	1	0	1

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	380	410	447
サービス利用者数(人/月)	1	1	2

< 介護予防短期入所生活介護サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

今後も長期間の滞在者に対して、短期入所生活介護以外の各居宅サービスの組み合わせによるサービス選択の可能性を検討するよう、介護支援専門員と検討していきます。

介護予防短期入所療養介護

居宅要支援者が介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所し、一定期間にわたり介護予防を目的として看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を受けることによって、介護予防を図ります。

< サービス提供実績 >

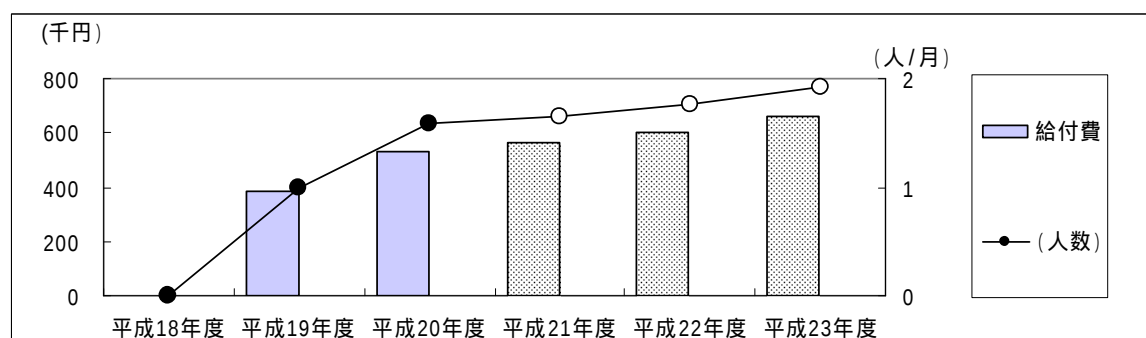
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	0	384	528
サービス利用者数(人/月)	0	1	2

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	564	600	657
サービス利用者数(人/月)	2	2	2

< 介護予防短期入所療養介護サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

今後も短期入所生活介護と同様に長期間の滞在者に対して、短期入所療養介護以外の各居宅サービスの組み合わせによるサービス選択の可能性を検討するよう、介護支援専門員と検討していきます。

介護予防特定施設入所者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームなど特定施設に入居している要支援者が、期間を区切って集中的に日常生活を想定しながら、心身機能の低下を防ぐことを目的とし、運動器の機能向上などの機能訓練を中心に行うことによって、介護予防を図ります。

< サービス提供実績 >

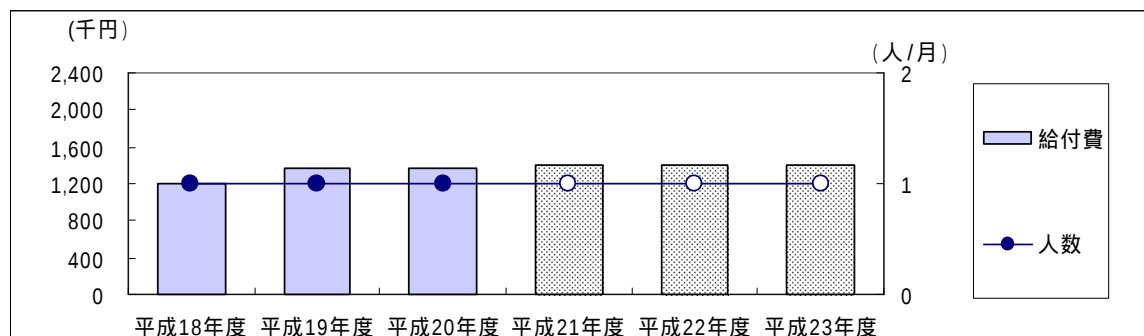
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	1,192	1,360	1,360
サービス利用者数(人/月)	1	1	1

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	1,399	1,399	1,399
サービス利用者数(人/月)	1	1	1

< 介護予防特定施設入所者生活介護サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

今後も事業者の申請状況や入所希望状況等の把握に努めていきます。

介護予防福祉用具貸与

居宅要支援者が、介護予防に資する福祉用具の貸与を受け、これを利用することによって介護予防を図ります。

< サービス提供実績 >

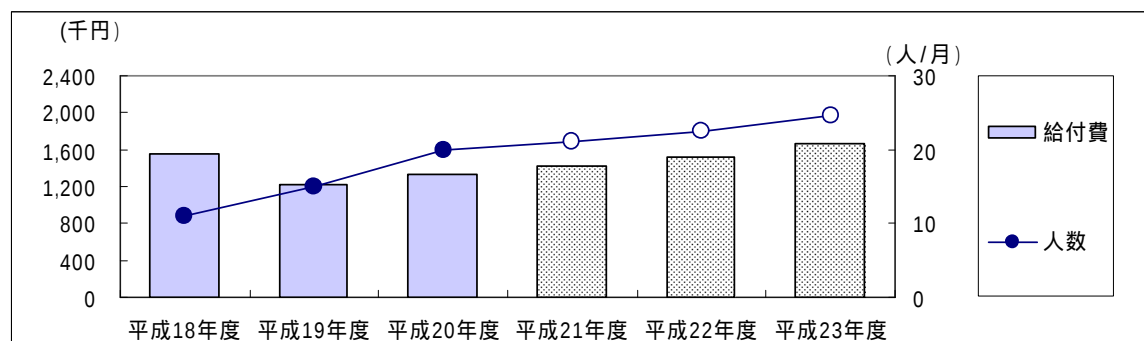
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	1,561	1,219	1,325
サービス利用者数(人/月)	11	15	20

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	1,431	1,521	1,663
サービス利用者数(人/月)	21	22	25

< 介護予防福祉用具貸与サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

可能な限り自立した居宅生活を継続するためのサービスとして重要であることから、今後は供給量の増加が見込まれていて、供給量の確保を図るとともに、適正なサービス利用を図っていきます。

特定介護予防福祉用具販売

居宅要支援者の心身機能の状態を踏まえ、介護予防に資する入浴または排せつ等に用いる福祉用具の費用を支給します。

< サービス提供実績 >

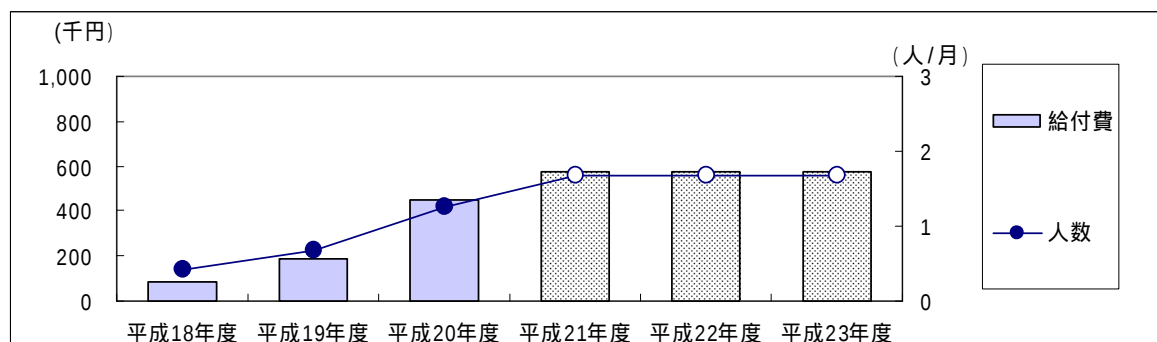
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	88	185	451
サービス利用者数(人/月)	0.4	1	1

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	576	576	576
サービス利用者数(人/月)	2	2	2

< 特定介護予防福祉用具販売サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

今後も供給量の確保を図るとともに、指定販売事業者による良質で適正な用具の利用を図っていきます。

(2) 地域密着型介護予防サービス

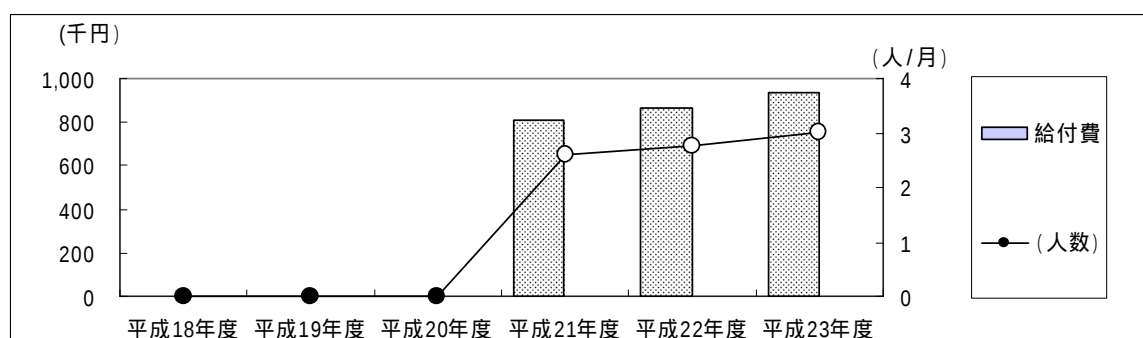
介護予防認知症対応型通所介護

通所施設において、軽度の認知症にある方であって、日常生活を想定しながら、心身機能の低下を防ぐために運動器の機能向上などの機能訓練を中心に行います。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	811	863	940
サービス利用者数(人/月)	3	3	3

< 介護予防認知症対応型通所介護の実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

認知症高齢者の人数及び実態を把握しながら、事業者の進出を検討します。

介護予防小規模多機能型居宅介護

利用者の居宅又はサービス拠点において、入浴・排せつ・食事等の介護のほか、日常生活を想定しつつ、短期集中的に、運動器の機能向上等の機能訓練を中心に行います。

< サービス提供実績 >

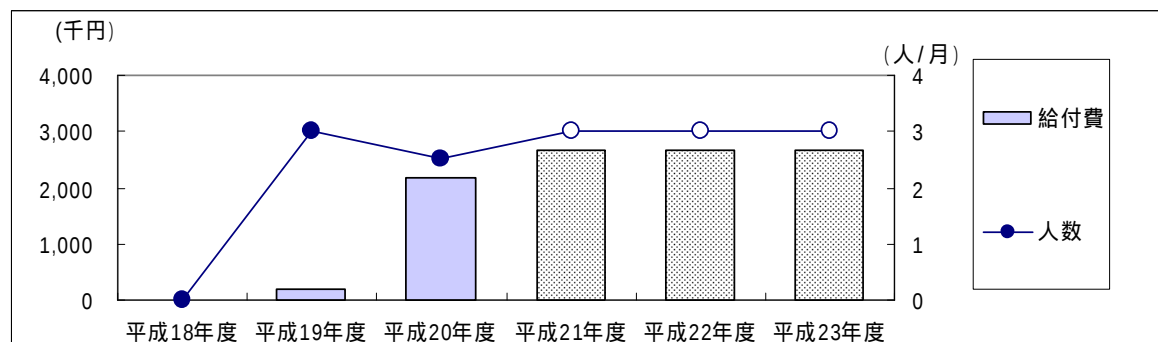
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	0	200	2,159
サービス利用者数(人/月)	0	3	3

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	2,663	2,663	2,663
サービス利用者数(人/月)	3	3	3

< 介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

利用者の見込み、事業者の進出状況及び介護給付と負担を総合的に検討しながら進めます。

介護予防認知症対応型共同生活介護

軽度の認知症であって、廃用症候群にもある方については、グループホームにおいて日常生活を想定し、運動器の機能向上等の機能訓練を中心に行います。

< サービス提供実績 >

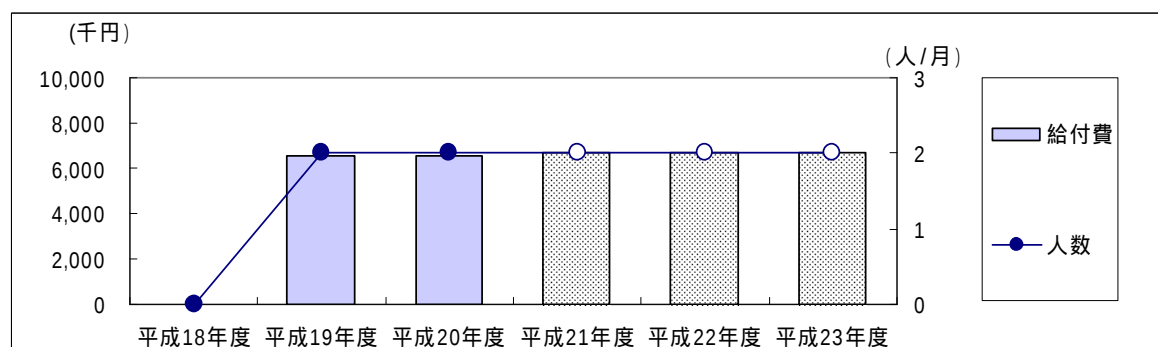
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	0	6,526	6,526
サービス利用者数(人/月)	0	2	2

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	6,709	6,709	6,709
サービス利用者数(人/月)	2	2	2

< 介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

共同生活を行うことで認知症による生活機能の低下を改善し、認知症の進行を緩和できるものとして利用者の増加が見込まれますが、今後も必要なサービス量は既存の事業者により確保されると見込んでいます。

(3) 住宅改修

居宅要支援者が、手すりや段差解消等の住宅改修を行ったときは、居宅支援住宅改修費を支給します。

< サービス提供実績 >

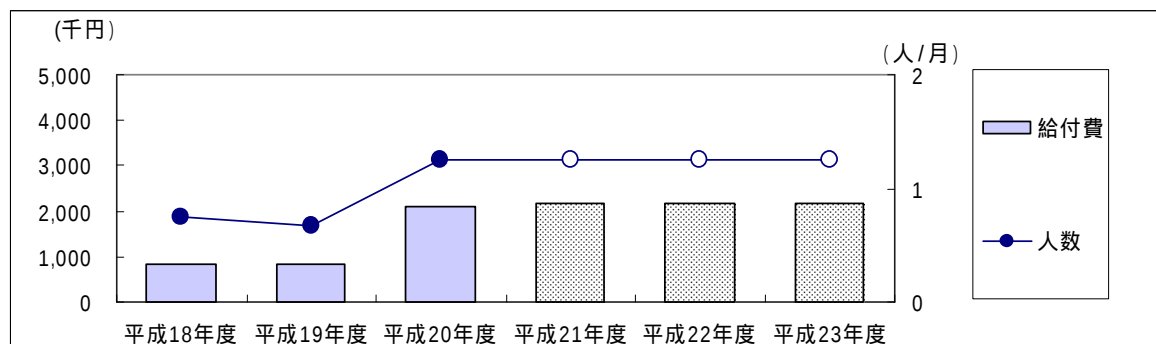
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	835	825	2,099
サービス利用者数(人/月)	1	1	1

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	2,159	2,159	2,159
サービス利用者数(人/月)	1	1	1

< 住宅改修サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

今後も各利用者の状態に合った改修工事を行っていくよう、介護支援専門員や施工業者に対しても、制度の趣旨を理解してもらうよう、適切な指導に努めます。

(4) 介護予防支援

居宅要支援者が、予防給付のサービスを適切に利用できるように、地域包括支援センターの保健師が中心となって、介護予防計画の作成や、介護予防サービス事業者との調整などを行います。

< サービス提供実績 >

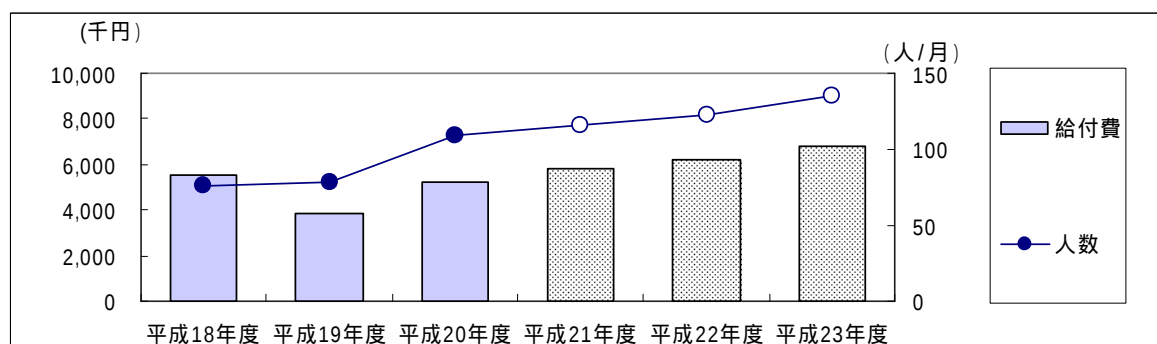
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	5,523	3,882	5,244
サービス利用者数(人/月)	76	78	109

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	5,869	6,212	6,814
サービス利用者数(人/月)	116	123	135

< 介護予防支援サービスの実績と見込量の推移 >



(サービス見込量及び確保のための方策)

介護給付適正化事業に基づき事業者への実地指導等を行うほか、適正な介護計画を作成できるよう介護支援専門員を対象に、スキルアップを図っていきます。また、適正な居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されるよう、ケアプランチェックを行っていきます。

6

地域支援事業

地域支援事業は、要介護状態が軽度の高齢者や要支援、要介護状態になる恐れのある方を対象に、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」、「閉じこもり予防」、「認知症予防」、「うつ病予防」などにつながる事業を実施します。また、可能な限り地域において自立した日常生活が営むことができるよう、高齢者福祉計画と一体的に事業を実施していきます。

(1) 介護予防事業

< 特定高齢者施策 >

特定高齢者施策は、高齢者人口の5%程度の特定高齢者を対象に事業を実施し、そのうち20%程度について、要支援・要介護状態となることを防止します。

特定高齢者把握事業

保健・医療・福祉及びその他の関係機関が連携し、要支援、要介護状態となる可能性の高いと考えられる高齢者（特定高齢者）の実態を把握する事業です。健診や相談の場面において、特定高齢者の候補を把握し、その特定高齢者候補に対し、生活機能評価を実施し介護予防事業に繋げていきます。

< サービス提供実績 >

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
生活機能評価(人)	3,076	2,891	3,075
特定高齢者数(人)	85	567	522

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活機能評価(人)	3,200	3,350	3,500
特定高齢者数(人)	557	572	577

(見込量及び確保のための方策)

高齢者人口の増加に伴い、対象者の増加が見込まれます。保健・医療・福祉などの関係部門が連携し、特定健康診査時や、医療機関・家族・地域住民等からの情報提供、訪問活動等により事業の対象者の選定を実施します。

また、要介護（要支援）認定で、非該当となった高齢者についても、心身の状況に応じ対象者とするなど、特定高齢者の把握を推進します。

通所型所型介護予防事業

把握された特定高齢者に対し、運動器の機能向上プログラム・栄養改善プログラム・口腔機能の向上プログラム・その他必要なプログラムを、通所事業所・保健センター等で提供し、要支援・要介護状態等に移行することを予防します。

< サービス提供実績 >

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実利用人数(人)	13	21	77
延べサービス提供量(回)	39	189	665

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実利用人数(人)	90	100	120
延べサービス提供量(回)	700	750	780

(見込量及び確保のための方策)

特定高齢者の増加に伴い対象者の増加が見込まれます。本事業に参加をしない閉じこもり、認知症、うつ、低栄養等のおそれのある特定高齢者を対象に、保健師・栄養士等が居宅等を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導に取り組み参加者の確保を図ります。

訪問型介護予防事業

◆ 訪問型口腔機能の向上プログラム等

特定高齢者であって、心身の状況等により通所形態による事業への参加が困難な方を対象に保健師等が居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な介護予防に関する指導等を実施します。

< サービス提供実績 >

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実利用人数(人)	0	0	1
延べサービス提供量(回)	0	0	1

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実利用人数(人)	5	7	10
延べサービス提供量(回)	15	21	30

(見込量及び確保のための方策)

生活機能評価の問診票等から、通所形態による介護予防事業に参加することが困難な特定高齢者の把握に努めます。また把握された特定高齢者に対し、保健師・栄養士等が居宅等を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施していきます。

介護予防特定高齢者施策評価事業

介護保険事業計画に照らした達成状況の検証を行い、介護予防特定高齢者施策の事業評価を実施する事業です。事業の達成状況を評価する適切な指標を検討し、今後の事業運営に反映されるように取り組んでいきます。

< 一般高齢者施策 >

介護予防普及啓発事業

介護予防についての知識の普及・啓発を行うために、パンフレット作成又は講演会を開催します。その中で、特に高齢者人口の増加に伴い多くなることが予測される認知症に対する予防対策を実施して参ります。また寝たきり予防対策としての運動教室の実施や閉じこもり・口腔機能の向上に関すること等の教室の開催や相談会等を実施し、知識の普及啓発に努めます。

< サービス提供実績 >

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
認知症予防に関すること(人)	183	361	460
口腔機能の向上関係事業(人)	99	45	90
その他の事業(人)	3,083	2,651	2,714

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
認知症予防に関すること(人)	535	575	635
口腔機能の向上関係事業(人)	100	130	169
その他の事業(人)	3,100	3,200	3,300

(見込量及び確保のための方策)

高齢者人口の増加に伴い対象者の増加が見込まれます。地区コミュニティ協議会の活動と連携し実施するとともに、老人クラブ、公民館等の高齢者の集まりの場を利用して運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防等の普及・啓発を図ります。

地域介護予防活動支援事業

介護予防に関する知識や技能の講習を実施し、介護予防に関する指導的役割を担うことのできる人材を養成する事業です。質の高い講習を実施するとともに、知識や技能を身に付けた人材が地域において効果的に活躍できるように取り組んでいきます。

< サービス提供実績 >

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
学習サポーターの養成(人)		23	15
認知症サポーターの養成(人)		161	100
シルバーリハビリ体操指導士の養成(人)			

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
学習サポーターの養成(人)	20	25	30
認知症サポーターの養成(人)	150	200	250
シルバーリハビリ体操指導士の養成(人)	20	30	40

(見込量及び確保のための方策)

高齢者人口の増加に伴い、地域で高齢者を支える介護予防ボランティアが必要とされています。今後も広報誌や地区活動を通じて周知を図るとともに、ボランティア協議会やシルバーリハビリ体操指導士会等の協力を得ながら、人材の育成に努めます。

介護予防一般高齢者施策評価事業

介護予防一般高齢者施策事業が適切な手順・過程を経て実施できているか否か評価する事業です。事業の達成状況を評価する適切な指標を検討し、今後の事業運営に反映されるよう取り組んでいきます。

(2) 包括的支援事業

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）等により高齢者の医療・福祉・介護などの各種サービス相談を行うほか、要介護状態が軽度の高齢者や要支援、要介護状態になるおそれのある方に必要なサービスが受けられるよう介護予防などの計画作成を行う、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関です。

本市では、平成18年4月に1か所目、また平成20年4月に2か所目を設置しています。今後地域包括支援センターの更なる充実強化を図るとともに必要に応じて、整備を検討していきます。

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、以下の4つの事業を地域包括支援センターが実施します。

介護予防ケアマネジメント	アセスメントと介護予防ケアプラン作成など介護予防のケアマネジメントの実施
在宅生活者の総合相談	介護保険外のサービスを含む高齢者や家族への総合的な相談支援
虐待や権利擁護に関する相談	高齢者虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の実施
包括的・継続的ケアマネジメント	支援困難ケースへの対応やケアマネジャーへの支援

また、茨城県地域ケアシステム（地域ケアセンター）と連携を密にし、高齢者の支援体制等の強化に努めます。

その他、社会福祉協議会やNPO等地域の多様な主体の参加促進を図ると共に、保健センター、老人福祉施設、医療機関等とも連携協力しながら高齢者を総合的に支援していきます。

なお、地域包括支援センターの公正・中立性を確保する観点から、「地域包括支援センター運営協議会」を設置し、具体的な基準を定め、地域包括支援センターの運営評価等を行っていきます。

< サービス提供実績 >

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
介護予防ケアマネジメント(件)	22	21	77
在宅生活の総合相談(件)	288	804	950
虐待や権利擁護に関する相談(件)	9	33	75
包括的・継続的ケアマネジメント(回)	11	14	21

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防ケアマネジメント(件)	90	100	120
在宅生活の総合相談(件)	1,000	1,100	1,200
虐待や権利擁護に関する相談(件)	80	90	100
包括的・継続的ケアマネジメント(回)	25	30	35

(見込量及び確保のための方策)

高齢者の増加に伴い、地域包括支援センターに対する住民からの各種相談や、介護予防ケアマネジメント対象者の増加が見込まれます。地域包括支援センター運営協議会への報告、評価、監視等により、介護予防マネジメント事業を確保するとともに、ケアマネジメントの実施機関である地域包括支援センターの保健師または経験のある看護師や、ケアプラン作成の一部を行う介護支援専門員に対する研修の充実に努めます。

(3)任意事業

介護給付等費用適正化事業

真に必要な介護サービスが提供されているかどうか等の検証や必要な情報の提供などにより、利用者に適切なサービスを提供できる環境を整え、介護給付費の適正化を図ります。

(介護給付適正化の3つの要)

要介護認定の適正化

ケアマネジメントの適切化

事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

(見込量及び確保のための方策)

地域包括支援センターのマネジメントと連携し、今後も利用者に介護給付費通知を送付し、利用状況を確認してもらい、適正な利用の促進を図ります。

介護サービスが利用者の自立につながるようケアプランが作成されているか、内容が利用者に適しているか、費用が妥当であるか、利用者に適した住宅改修や福祉用具が貸与され、適切に利用されているか、グループホームのサービスや日常生活が利用者に適しているか等を調査し、不適切な場合は助言・指導を行うことにより、サービスの質の向上を図るとともに、適切なサービス給付の推進を図っていきます。更にはケアマネジャーや介護職員の方々へ研修会を実施します。

家族介護支援事業

在宅で高齢者の介護をしている家族等に対して、介護保険施設の見学や日帰り旅行などを行い介護者を介護から一時的に解放し、心身のリフレッシュを図ります。

< サービス提供実績 >

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実利用者数(人)	80	78	80
延べサービス提供量(時間)	240	234	240

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実利用者数(人)	80	80	80
延べサービス提供量(時間)	240	240	240

(見込量及び確保のための方策)

家族介護教室の開催及び高齢者を介護している家族等の様々なニーズに対応し、各種サービスを提供することにより、高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減及び、要介護者の在宅生活の継続、向上を図ります。

家族介護用品支給事業

65 歳以上で介護保険の要介護認定1～5の方及びこれに相当する高齢者の方を在宅で介護している市民税非課税世帯の家族に対して、紙おむつの助成券を交付します。

< サービス提供実績 >

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実利用者数(人)	37	34	35
延べサービス提供量(回)	270	224	252

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実利用者数(人)	35	35	35
延べサービス提供量(回)	260	265	269

(サービス見込量及び確保のための方策)

今後、増加すると見込まれることから、供給量確保の方策を検討していきます。

配食サービス事業

在宅の概ね 65 歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯の方で、栄養のバランスがとれた食事(昼食または夕食)を1食あたり300円で自宅へ届けるサービスを行います。

< サービス提供実績 >

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実利用者数(人)	120	106	110
延べサービス提供量(回)	11,272	9,648	9,800

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実利用者数(人)	115	115	115
延べサービス提供量(回)	9,950	9,900	9,900

(サービス見込量及び確保のための方策)

今後、利用者は増加する傾向になります。高齢者の安否確認も兼ね、サービスの向上に努めます。

認知症にやさしい地域づくりネットワーク形成事業

認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、ボランティアや警察、消防、タクシー会社等地域の関係者による見守りや支援体制のためのネットワークづくりを構築します。

また、家族や住民に対して、認知症高齢者に関する知識の普及に努めます。

(サービス見込み及び確保のための方策)

利用者の見込み、事業者の進出状況及び介護給付と負担を総合的に検討しながら進めます

7

市町村特別給付事業

市町村特別給付事業は、要介護者又は要支援者に対して、市町村が条例で定める市町村独自の保険給付であり、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資することを目的としたものです。

本市では、特殊浴室介護事業を独自サービスとして実施します。

(1) 特殊浴室介護事業

介護保険の認定を受けた方で、寝たきりなどの理由により家庭での入浴が困難な方を対象に、特殊入浴室において車イスのまま入浴できるサービスを提供し、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります

< サービス提供実績 >

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
サービス提供量(千円)	2,133	2,415	3,589
サービス利用者数(人/月)	14	16	24

平成 20 年度は見込量。

< サービス提供見込量 >

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス提供量(千円)	3,150	3,510	3,510
サービス利用者数(人/月)	26	26	26

(サービス見込量及び確保のための方策)

今後も増加すると見込まれることから、供給量確保の方策を検討していきます。

8

第1号被保険者の保険料

(1) 給付費の推計

介護給付サービスについて給付費の推計結果をまとめると、以下のようになります。

《介護給付サービス》

(千円)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅サービス	訪問介護	111,874	113,942	117,868
	訪問入浴介護	16,434	16,556	17,344
	訪問看護	16,688	16,896	17,867
	訪問リハビリテーション	1,306	1,369	1,420
	居宅療養管理指導	3,636	3,665	3,713
	通所介護	176,065	182,949	191,890
	通所リハビリテーション	180,310	188,189	193,753
	短期入所生活介護	118,706	118,959	122,771
	短期入所療養介護	38,903	37,976	39,359
	特定施設入所者生活介護	8,952	8,952	8,952
	福祉用具貸与	45,331	46,550	48,496
	特定福祉用具販売	2,366	2,413	2,462
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	認知症対応型通所介護	4,570	10,291	11,470
	小規模多機能型居宅介護	78,246	86,071	86,071
	認知症対応型共同生活介護	308,005	317,474	317,474
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	44,968	85,439	85,439
住宅改修		5,758	5,758	5,758
居宅介護支援		92,082	96,910	99,033
施設サービス	介護老人福祉施設	437,494	478,405	505,029
	介護老人保健施設	338,622	338,622	444,239
	介護療養型医療施設	150,264	150,264	0
	療養病床(医療保険適用)からの転換分	14,649	29,299	61,817
介護給付費計(小計)→		2,195,230	2,336,950	2,382,224

介護予防給付サービスについて給付費の推計結果をまとめると、以下のようになります。

介護給付サービスと介護予防給付サービスの合計が総給付費となり、総給付費の推移をみると、平成 22 年度は 6% の伸びとなりますが、平成 23 年度は 8% の伸びが見込まれます。

〔介護予防給付サービス〕

(千円)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防訪問介護	10,301	10,884	11,956
	介護予防訪問入浴介護	0	0	0
	介護予防訪問看護	250	265	289
	介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
	介護予防居宅療養管理指導	302	319	328
	介護予防通所介護	13,565	14,408	15,783
	介護予防通所リハビリテーション	14,885	15,816	17,326
	介護予防短期入所生活介護	380	410	447
	介護予防短期入所療養介護	564	600	657
	介護予防特定施設入所者生活介護	1,399	1,399	1,399
	介護予防福祉用具貸与	1,431	1,521	1,663
	介護予防特定福祉用具販売	576	576	576
地域 密 着 型 サ ー ビ ス	介護予防認知症対応型通所介護	811	863	940
	介護予防小規模多機能型居宅介護	2,663	2,663	2,663
	介護予防認知症対応型共同生活介護	6,709	6,709	6,709
住宅改修		2,159	2,159	2,159
介護予防支援		5,869	6,212	6,814
介護予防給付費計(小計) →		61,863	64,804	69,708

総給付費(合計) → +	2,257,093	2,401,754	2,451,932
--------------	-----------	-----------	-----------

(2) 特定入所者介護(介護予防)サービス費

住民税非課税世帯の要介護者が介護保険3施設に入所(入院)したときやショートステイを利用したとき、食費・居住費(滞在費)の利用者負担は、所得に応じた一定額(負担限度額)となり、負担の軽減が図られます。

■ 特定入所者介護サービス費給付額の推計

(単位:千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合 計
特定入所者介護サービス費等給付額	72,524	75,336	78,147	226,007

(3) 高額介護(介護予防)サービス費・高額医療合算介護(介護予防)サービス費

居宅サービスや施設サービスの1月あたりの利用者負担額(保険給付対象額)の合計額(同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯の合算額)が上限額を超えた場合、超えた額を高額介護サービス費として支給します。

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療費と介護保険の自己負担を合算して一定の限度額(年額)を超えた場合に超えた部分を高額医療合算介護(介護予防)サービス費として支給します。

■ 高額介護サービス費等の給付額の推計

(単位:千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合 計
高額介護サービス費等給付額	34,677	35,090	35,503	105,270

(4) 算定対象審査支払手数料

市と茨城県国民健康保険団体連合会(国保連)との契約により定められた審査支払手数料単価のうち、国庫負担金等の基準となる単価に3年間の審査支払見込件数を乗じた額です。

■ 算定対象審査支払手数料の推計

(単位:千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合 計
算定対象審査支払手数料	2,764	2,774	2,784	8,322

(5) 地域支援事業費

地域包括支援センターの運営を含む地域支援事業全体の財政規模は、お概ね介護保険給付の3.0%以内としています。各年度の地域支援事業の保険給付費見込み額に対する地域支援事業費は次のとおりです。

■ 地域支援事業費の見込み

(単位:千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合 計
地域支援事業費給付額	70,500	74,000	76,000	220,500
(参考) 保険給付費見込額に対する割合	3.0%	2.9%	3.0%	3.0%

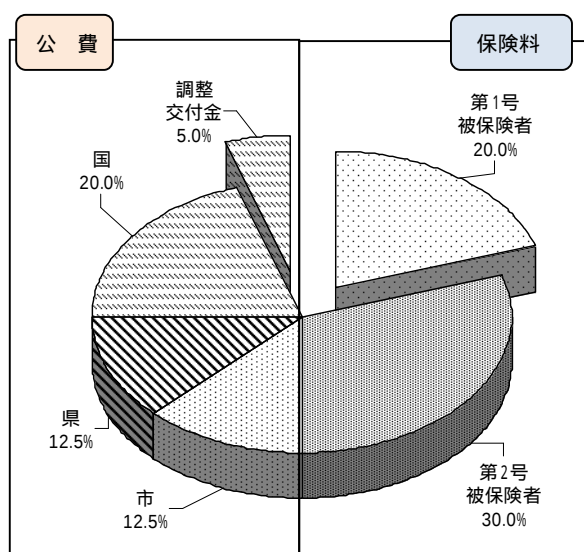
(6) 第1号被保険者の保険料

介護保険の財源

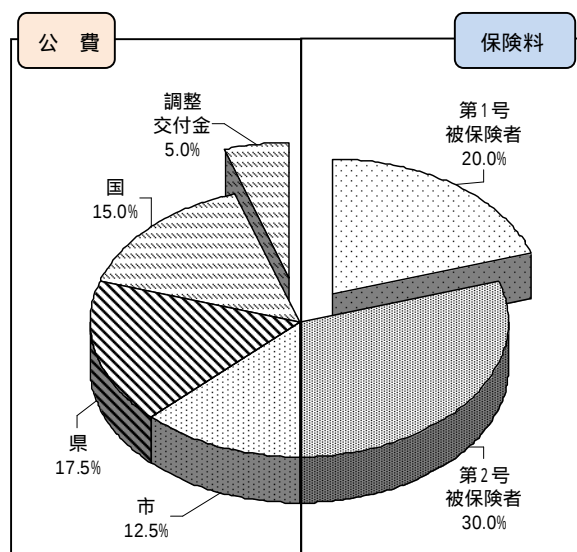
介護保険料算定の基準となる介護保険給付費（介護保険事業総費用から利用者の1割負担分等を除いたもの）の負担割合を図示すると、概ね次のようになります。

■ 介護保険費用の負担割合

● 居宅給付費



● 施設等給付費



介護保険の給付に必要な費用は、40歳以上の人が納める保険料（50％）と、国・都道府県・市町村の公費（50％）でまかなわれています。

第1号被保険者（65歳以上）の標準的負担は、総事業費用の20％となります。その他の負担割合、居宅給付費は、第2号被保険者が30％、都道府県が12.5％、市町村が12.5％、国が25％、施設等給付費は、第2号被保険者（40歳から64歳）が30％、都道府県が17.5％、市町村が12.5％、国が20％となります。

国が負担する25％（施設等給付費20％）のうち、20％（施設等給付費15％）の部分は各市町村の標準給付費額に対して定率で交付されます（年度ごとの確定額に基づき過不足を精算）。残りの5％部分は、後期高齢者の加入割合等による第1号保険料の格差を全国的に調整するための調整交付金として交付されることになっています。

所得階層別保険料の月額

介護保険給付費の約 20%を第 1 号被保険者が所得段階に応じて保険料として負担することになります。なお、第 4 段階が第 1 号被保険者の保険料基準額（1.00 倍）となります。

これまで、保険料段階は 6 段階に分かれていましたが、平成 21 年度からは 8 段階の区分となります。現行の第 4 段階について、被保険者の保険料負担能力に大きな差があるためこれを細分化し、負担能力の低い層には新しい保険料負担割合として基準額の 0.83 倍に設定します。また、従来の激変緩和措置の対象者となった方等につきまして、保険料を低く抑える措置を行い第 5 段階として、全体の所得段階区分を 8 段階設定とします。

■ 各所得段階の年額保険料

(単位:円)

所得 段階	対 象 者	負担 割合	年額保険料
第 1 段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民 税非課税の方	基準額 × 0.50	
第 2 段階	・世帯全員が住民税非課税で、 課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額 × 0.50	
第 3 段階	・世帯全員が住民税非課税の方で、第 2 段階以外の方	基準額 × 0.75	
第 4 段階	・本人が住民税非課税で課税年金収入と 合計所得金額の合計が 80 万円以下の方 (世帯に住民税課税者がいる)	基準額 × 0.83	
	・本人が住民税非課税で上記以外の方 (世帯に住民税課税者がいる)	基準額 × 1.00	
第 5 段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が 125 万円未満の方	基準額 × 1.13	
	・本人が住民税課税で合計所得金額 125 万円以上 200 万円未満の方	基準額 × 1.25	
第 6 段階	・本人が住民税課税で合計所得金額 200 万円以上の方	基準額 × 1.50	